

天草市こどもわくわく 応援プラン

(概要版)

第1期 天草市こども計画
第3期 天草市子ども・子育て支援事業計画



令和7年3月
熊本県 天草市

天草市こどもわくわく応援プラン概要版

1 計画の概要

計画策定の趣旨

全国的な少子化の進行や核家族化、共働き家庭の増加など、こどもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、近年、様々な課題やニーズが表面化しています。このような状況を受け、国では令和5年4月1日にこども家庭庁が設立され、同日に「こども基本法」が施行されました。同法第10条において、市町村は国のこども大綱と都道府県こども計画を勘案して市町村こども計画を作成するよう努めることとされています。併せて、市町村こども計画には、子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく市町村子ども・若者計画、及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に規定する市町村計画を盛り込むことが求められています。

本市では、これまで、子ども・子育て支援法に基づき平成27年3月に天草市子ども・子育て支援事業計画（計画期間：平成27年度～令和元年度）、令和2年3月に第2期天草市子ども・子育て支援事業計画（計画期間：令和2年度～令和6年度）を策定し、幼稚園や保育所（園）などの計画的整備を推進するとともに、地域で子育てする人を支援するため、様々な事業を整備・推進してきました。

『天草市こどもわくわく応援プラン』は、こども基本法に基づく「市町村こども計画」とこれまでの「天草市子ども・子育て支援事業計画」を一体的に策定することで、これまで本市が推進してきた子ども・若者・子育てに関する様々な施策に全体として横串を刺して一元化し、それらを総合的・計画的に推進していくことを目指しています。

計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。

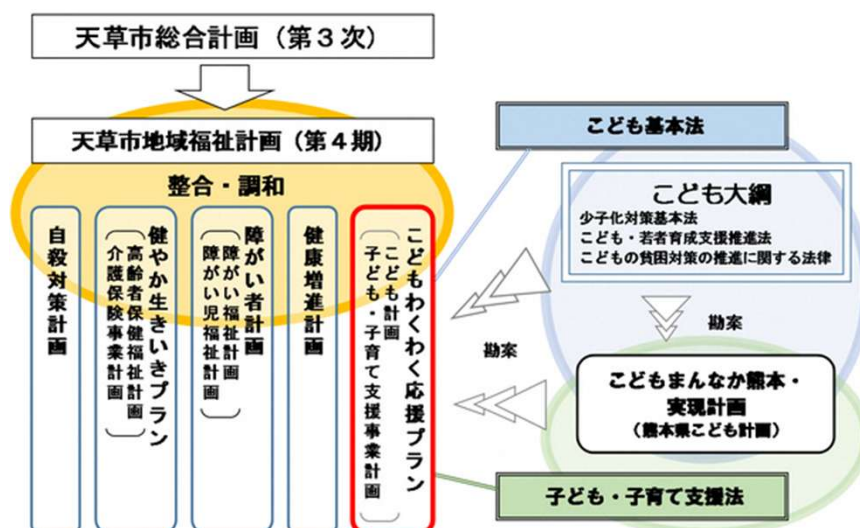
なお、関係法令の改正や社会情勢の変化、天草市総合計画の改定により、本計画の見直しが必要となった場合は、適宜、見直しを行うものとします。

年度 分野	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
総合計画	第3次 天草市総合計画(基本構想:R5～R11)						
	基本計画(前期3年)			基本計画(後期4年)			
子ども 分野	第2次 天草市子ども・子育て 支援事業計画 (R2～R6)		こどもわくわく応援プラン(R7～R11) 「第1期 天草市こども計画」「第3期 天草市子ども・子育て支援事業計画」				

計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条第2項に基づく『市町村こども計画』と、子ども・子育て支援法第61条に基づく『市町村子ども・子育て支援事業計画』を一体のものとして策定します。

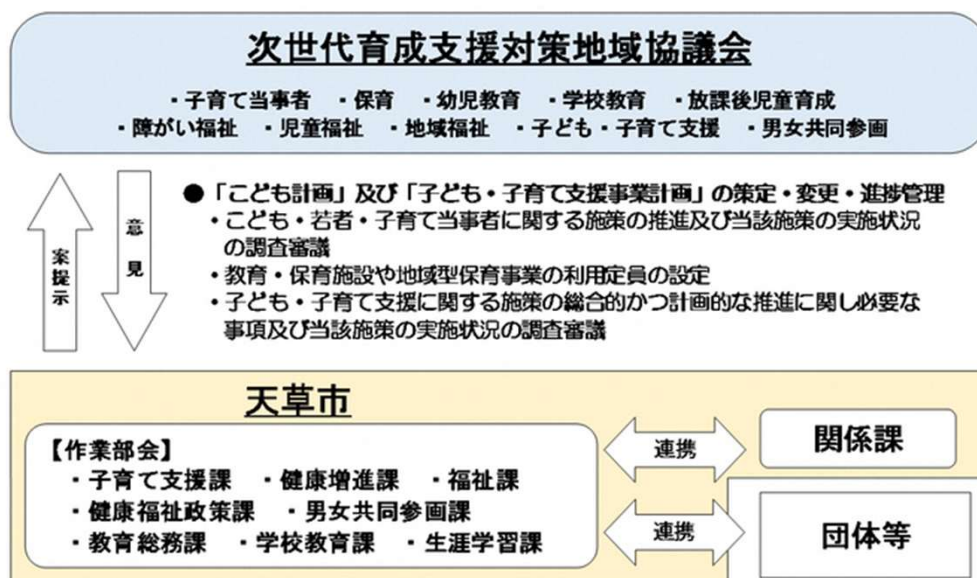
また、上位計画である「第3次天草市総合計画」及び保健・医療・福祉部門を統括する「天草市地域福祉計画」との整合を図るとともに、『こども大綱』並びに『こどもまんなか熊本・実現計画』を勘案した、こども・子育て当事者の支援に関する総合的な分野別計画として位置づけます。



計画の策定体制

「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定等にあたっては、審議会その他の合議制の機関またはこどもの保護者その他こども・子育て支援に係る当事者の意見を聴くこととされています。本市においては、こどもの保護者及び子育て支援の当事者等で構成される「天草市次世代育成支援対策地域協議会」を合議制機関として位置づけました。

また、施策の検討やとりまとめを行うため、子育て分野に特に関係のある部署の担当で構成する作業部会を組織したほか、その他の関係課及び団体等との連携体制を整えました。



基本理念と目指すべきまちの姿

本計画の基本理念として、新たに「**ともに支え合い、ともに育ち、こどもたちの夢・希望・笑顔あふれるまち天草**」を掲げ、子育てを取り巻く全ての人々とともに、地域全体で親としての成長を支援し、こどもたちの成長と幸せを支える取り組みを進めていきます。

また、目指すべきまちの姿として「**～すべてのこどもが大切にされ、豊かな自然の中で健やかに成長するまちへ～**」というキャッチフレーズを掲げ、こどもたちが天草市の豊かな自然の中で、のびのびと健やかに成長できるまちづくりに取り組んでいきます。

◆基本理念

**ともに支え合い、ともに育ち、
こどもたちの夢・希望・笑顔あふれるまち天草**

◆目指すべきまちの姿

**～すべてのこどもが大切にされ、豊かな自然の中で
健やかに成長するまちへ～**

基本方針

本市では、基本理念及び目指すべきまちの姿を実現するために、全体方針のもと、4つの基本方針を定めます。

◆全体方針

**こどもや若者、子育て当事者のライフステージに
応じて、切れ目のない支援を行います**

基本方針1 安心して子どもを生み育てることができるまちを目指します

子育てや教育に関する経済的支援に加え、配慮が必要な子どもや家庭への専門的支援を充実させることにより、すべてのこどもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、心身ともに健やかな成長へつながるよう、子育て世代の課題解決に向けた取り組みを総合的に推進していきます。

基本方針2 子ども・若者が心身ともに健やかに成長できるまちを目指します

こどもの権利保障に関する啓発活動を行うとともに、地域で求められているニーズに沿った医療・健康支援や教育・保育サービスの提供体制の確保と充実を図り、子どもや若者が心身ともに健やかに成長できるまちを目指した取り組みを推進していきます。

基本方針3 子ども・若者が夢を持ち、自立した大人へ成長できるまちを目指します

家庭・地域・学校等において、子どもや若者が自らの意見を発言し、他者の意見を聴くことで学ぶ機会を確保するとともに、地域全体として社会性を育むための機会を設けることが重要です。子どもや若者自身の主体的な社会参加を促し、そこで子どもや若者自身が尊重されることで、心身ともに健やかに成長できるまちを目指した様々な取り組みを推進していきます。

基本方針4 地域ぐるみで子育てを応援し、笑顔があふれるまちを目指します

地域の「宝」である子どもが、地域社会の中で見守られ、健やかに育っていくことが大切です。そのため、子育てを家庭だけに任せるのではなく、地域住民、社会福祉事業者（社会福祉法人、NPO法人等）、民間企業、行政など多くの市民が関わりながら、社会全体で支えていく取り組みをさらに進めていきます。

また、将来を担う若者の定住や市外からの移住者を増やす取り組みを推進し、子育て世代を増やすことで地域に笑顔があふれるまちを目指します。

取組の体系

基本理念	
ともに支え合い、ともに育ち、こどもたちの夢・希望・笑顔あふれるまち天草	
全体方針	
こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて、切れ目のない支援を行います	
基本方針1 安心してこどもを生み育てることができるまちを目指します	
基本目標	基本施策
1 妊娠・出産の支援の充実	1-1 妊娠・出産にかかる健康支援と相談体制の充実
2 子育てや教育に関する支援の充実	2-1 子育てや教育に関する経済的支援の充実
	2-2 相談体制・情報提供の充実
3 こどもや子育て家庭に対する専門的支援の充実	3-1 児童虐待及びDV防止対策の充実
	3-2 ひとり親家庭や貧困下にあるこども・家庭への支援
	3-3 ヤングケアラーへの支援
	3-4 療育体制の充実
基本方針2 こども・若者が心身ともに健やかに成長できるまちを目指します	
基本目標	基本施策
4 こどもの権利保障の推進	4-1 こどもの権利に関する理解促進
5 こどもの健康づくりの推進	5-1 こどもへの医療・健康支援
6 良好な幼児教育・保育等の確保	6-1 幼児期の教育・保育サービスの確保と充実
	6-2 こどもが少ない地域の子育てや教育に関する支援
基本方針3 こども・若者が夢を持ち、自立した大人へ成長できるまちを目指します	
基本目標	基本施策
7 こどもの生きる力の育成に向けた支援	7-1 こどもの主体性を尊重した多様な活動の推進
8 若者の活躍のための支援	8-1 若者の自立と社会参加のための支援
基本方針4 地域ぐるみで子育てを応援し、笑顔があふれるまちを目指します	
基本目標	基本施策
9 子育て世帯にやさしいまちづくりの推進	9-1 こどもの居場所の充実
	9-2 地域の子育て支援の推進
	9-3 家庭生活と子育ての両立の推進
10 地域のこどもを増やすための環境づくりの推進	10-1 子育て世代の移住・定住支援
	10-2 結婚に関する支援

基本目標と関連する基本施策

基本目標1 妊娠・出産の支援の充実

安心して妊娠・出産に臨めるよう、医療・健康支援や相談体制・情報提供の充実を図るとともに、切れ目のないきめ細かな支援を行います。

○基本施策と主な取組

1-1 妊娠・出産にかかる健康支援と相談体制の充実

妊娠届・母子健康手帳交付、早産予防事業、産前産後サポート事業等

基本目標2 子育てや教育に関する支援の充実

子育てや教育に関する充実した経済的支援を通じて、すべてのこどもたちが夢と希望を持って成長し続けられる社会の実現を推進します。

○基本施策と主な取組

2-1 子育てや教育に関する経済的支援の充実

3歳未満児保育料無償化事業、入学等祝金支給事業、子ども医療費助成事業、就学援助費等

2-2 相談体制・情報提供の充実

教育相談事業、重層的な支援体制の構築における多機関協働事業等

基本目標3 こどもや子育て家庭に対する専門的支援の充実

児童虐待やDV（ドメスティックバイオレンス）の防止、ひとり親家庭や生活困窮家庭への支援、ヤングケアラーへの支援、療育体制の充実など、配慮が必要な子どもや家庭への専門的支援を充実させる取り組みを推進します。

○基本施策と主な取組

3-1 児童虐待及びDV防止対策の充実

女性相談事業、子育て短期支援事業（ショートステイ）等

3-2 ひとり親家庭や貧困下にあるこども・家庭への支援

母子家庭等高等職業訓練促進給付金、ひとり親家庭等日常生活支援事業等

3-3 ヤングケアラーへの支援

ヤングケアラーへの支援体制の強化、子育て世帯訪問等支援事業

3-4 療育体制の充実

障がい児保育事業、特別支援教育就学奨励費の支給、巡回支援専門員整備事業、特別支援教育総合推進事業、医療的ケア児等総合支援事業等

基本目標 4 こどもの権利保障の推進

こどもの権利が保障され尊重される社会づくりのため、こどもや子育てに携わる人はもちろんのこと、すべての市民がこどもの権利について理解を深めることができるような取り組みを推進します。

○基本施策と主な取組

4-1 こどもの権利に関する理解促進

いじめ問題対策連絡協議会及びいじめ防止対策審議会の設置等

基本目標 5 こどもの健康づくりの推進

関係機関と連携してこどもへの医療・健康支援を推進し、こどもの健やかな成長を支援します。

○基本施策と主な取組

5-1 こどもへの医療・健康支援

新生児検査費助成事業、乳幼児健康診査、地域医療対策事業、
地域医療対策事業（医師確保支援事業補助金）、歯科保健事業等

基本目標 6 良好な幼児教育・保育等の確保

保護者の就労形態の多様化や保育ニーズの変化を踏まえた、幼児期の教育・保育サービスの充実を図り、安心して子育てできるよう総合的に支援します。

○基本施策と主な取組

6-1 幼児期の教育・保育サービスの確保と充実

教育・保育の提供体制の確保、ファミリーサポートセンター事業等

6-2 こどもが少ない地域の子育てや教育に関する支援

人口減少地域の保育所の運営を支援する取り組み、地域型保育事業

基本目標 7 こどもの生きる力の育成に向けた支援

こどもの主体性を尊重し、こどもの個性にあった力を伸ばし生きる力を育成するための多様な活動を推進します。

○基本施策と主な取組

7-1 こどもの主体性を尊重した多様な活動の推進

学校教育研究委員会補助事業、学校読書活動支援事業、外国語指導助手招致事業等、中学校部活動地域移行推進事業、教育研究推進校補助金事業、デジタルアートの島創造事業等

基本目標 8 若者の活躍のための支援

若者を取り巻く環境が大きく変化している中、社会を生き抜いていく力を育み、若者が自立し社会に参加していけるよう、機会づくりや活動支援を推進します。

○基本施策と主な取組

8-1 若者の自立と社会参加のための支援

天草宝島起業塾高校生コース等

基本目標 9 子育て世帯にやさしいまちづくりの推進

地域の関係機関と連携してこどもの居場所や地域の子育て支援の充実を図ること
で子育て世帯にやさしいまちづくりを推進し、こどもの健全で豊かな人間性を育成
する環境づくりを推進します。

○基本施策と主な取組

9-1 こどもの居場所の充実

子どもはぐくみ応援事業等

9-2 地域の子育て支援の推進

保育所地域活動事業、利用者支援事業等

9-3 家庭生活と子育ての両立の推進

男女共同参画推進事業

基本目標 10 地域のこどもを増やすための環境づくりの推進

本市に移住・定住を希望する子育て世代に対する支援を継続して実施するとともに、結婚に対する支援の充実を図り、地域にこどもがあふれるまちを目指した環境づくりを推進します。

○基本施策と主な取組

10-1 子育て世代の移住・定住支援

新規就農者支援事業、新規就業者支援事業、保育園留学事業、移住・定住促進対策事業、企業誘致促進事業等

10-2 結婚に関する支援

出会い応援事業

ライフステージごとの重点施策

本計画では、こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて、切れ目のない支援を行うことを基本方針（全体方針）としています。本計画の重点施策をこどものライフステージに沿って整理すると次のとおりです。このようにライフステージごとに重点施策を定め、施策の総合性を確保するとともに、切れ目のない十分な支援を目指します。

こどもは、乳幼児期から学童期、思春期、青年期における様々な学びや体験を通じて成長し、若者として社会生活を送るようになります。こどもの成長の過程は、こどもによって様々であり、かつ、乳幼児期からの連続性を持つものです。それぞれのこどもや若者の状況に応じて、必要な支援を途切れることなく行っていく必要があります。

子育て当事者にとっても、「子育て」は、こどもの誕生前から始まり、こどもが大人になるまで続くものです。ライフステージを通じて子育て当事者に寄り添い、地域全体で支えていくことが大切です。



妊娠・出産

基本 施策	掲載	重点施策	事業 №
1-1	P.30	妊娠届・母子健康手帳交付	2
1-1	P.31	早産予防事業	6
1-1	P.31	産前産後サポート事業	9
1-1	P.31	妊婦等包括相談支援事業・妊婦のための支援給付	10
1-2	P.35	産後ケア事業	11



乳幼児期

基本 施策	掲載	重点施策	事業 №
1-1	P.31	産前産後サポート事業	9
1-1	P.32	産後ケア事業	11
2-1	P.34	3歳未満児保育料無償化事業【市単独】	27
2-1	P.35	子ども医療費助成事業	33
3-2	P.41	母子家庭等高等職業訓練促進給付金	56
3-2	P.42	ひとり親家庭等日常生活支援事業	58
3-4	P.43	障がい児保育事業【市単独】	64
3-4	P.43	特別支援教育就学奨励費の支給	65
3-4	P.44	巡回支援専門員整備事業	66
3-4	P.44	医療的ケア児等総合支援事業	69
5-1	P.47	新生児検査費助成事業	79
5-1	P.47	乳幼児健康診査	80
5-1	P.49	歯科保健事業	再 16

※「掲載」欄のページ数は、標準版の計画書のものです。本冊子（概要版）のページ数ではありません。

ライフステージを通した重点施策

基本 施策	掲載	重点施策	事業 №
2-2	P.38	重層的な支援体制の構築における多機関協働事業	50
5-1	P.48	地域医療対策事業（在宅当番・救急医療情報提供委託事業）	82
5-1	P.48	地域医療対策事業（医師確保支援事業補助金）【市単独】	83
7-1	P.57	デジタルアートの島創造事業	134
9-1	P.60	子どもはぐくみ応援事業（子ども食堂・地域食堂）	142
10-1	P.63	保育園留学事業	159
10-1	P.64	移住・定住促進対策事業	160
10-1	P.64	企業誘致促進事業	162
10-2	P.64	出会い応援事業	再136



学童期・思春期

基本 施策	掲載	重点施策	事業 №
2-1	P.34	入学等祝金支給事業【市単独】	29
2-1	P.35	子ども医療費助成事業	33
2-1	P.35	就学援助費	34
2-2	P.38	教育相談事業	48
3-2	P.41	母子家庭等高等職業訓練促進給付金	56
3-2	P.42	ひとり親家庭等日常生活支援事業	58
3-4	P.43	特別支援教育就学奨励費の支給	65
3-4	P.44	巡回支援専門員整備事業	66
3-4	P.44	特別支援教育総合推進事業	67
3-4	P.44	医療的ケア児等総合支援事業	69
4-1	P.46	いじめ問題対策連絡協議会及びいじめ防止対策審議会の設置	73
7-1	P.54	学校教育研究委員会補助事業	106
7-1	P.54	学校読書活動支援事業	108
7-1	P.55	外国語指導助手招致事業（日本語指導員派遣業務委託事業）	113
7-1	P.55	中学校部活動地域移行推進事業	115
7-1	P.55	教育研究推進校補助金事業	116
8-1	P.58	天草宝島起業塾高校生コース	137



青年期

基本 施策	掲載	重点施策	事業 №
10-1	P.63	新規就農者支援事業	155
10-1	P.63	新規就業者支援事業（水産業）	156
10-1	P.63	新規林業就業者支援事業	157
10-2	P.64	出会い応援事業	再136

成果指標

本計画では、実際の取り組みによってどの程度の成果があったのかを検証するという視点での評価指標と目標値の設定を行います。本計画の点検及び評価については、「計画全体」及び「基礎事業におけるライフステージごとの重点施策」を対象とし、それぞれに対して指標を設けることによって行います。成果指標は5年毎に、活動指標は毎年度、評価を行います。

■基本方針1 安心して子どもを生み育てることができるまちを目指します

成果指標	現状値	目標値
子育てが楽しいと感じることが多い保護者の割合（未就学児保護者）	64.5%	70.0%
子育てが楽しいと感じることが多い保護者の割合 （小学生保護者（1～4年生））	60.7%	70.0%
天草市は子育てしやすいと答える保護者の割合（未就学児保護者）	76.6%	80.0%
天草市は子育てしやすいと答える保護者の割合 （小学生保護者（1～4年生））	71.1%	80.0%
天草市が好きと答えるこどもの割合	95.0%	100%

■基本方針2 こども・若者が心身ともに健やかに成長できるまちを目指します

成果指標	現状値	目標値
今の自分は幸せだと答えるこども・若者	4.0点	4.5点
自分のことを好きと答えるこども・若者	3.4点	4.0点
今の生活に満足しているこども・若者（小学生高学年以上）	3.7点	4.2点
自分は他人から必要とされていると感じるこども・若者の割合 （小学生高学年以上）	3.0点	3.6点

■基本方針3 こども・若者が夢を持ち、自立した大人へ成長できるまちを目指します

成果指標	現状値	目標値
夢や目標があると答えるこども・若者	3.6点	4.0点
勉強、趣味など、夢中になれることがあるこども・若者 (小学校高学年以上)	4.0点	4.2点
将来、天草市で働きたいこども・若者の割合(中学生以上)	11.4%	20.0%
将来、結婚したいこども・若者の割合(中学生以上)	66.8%	75.0%

■基本方針4 地域ぐるみで子育てを応援し、笑顔があふれるまちを目指します

成果指標	現状値	目標値
身近な地域で、子育てに関する相談相手がいる、と答える保護者の割合 (未就学児保護者)	91.6%	100%
身近な地域で、子育てに関する相談相手がいる、と答える保護者の割合 (小学生保護者(1～4年生))	91.4%	100%
学校以外の行事や活動に参加するこども・若者の割合(中学生以上)	65.3%	70.0%
将来、天草市に住みたいと答えるこども・若者の割合	57.4%	70.0%

教育・保育提供区域の設定

幼児期の教育・保育及び子育て支援サービスの提供区域の設定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案して定めることとなっており、本市では、広範な市域で地域の実情も異なることを踏まえ、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の放課後児童健全育成事業については3区域、地域子ども・子育て支援事業(放課後児童健全育成事業を除く)については全域を1区域に設定します。

教育・保育の量の見込みと確保方策

教育・保育給付認定には3つの区分があり、この3つの認定区分に応じて、利用できる施設などが決まります。

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	3～5歳で、教育のみを必要とする子ども	幼稚園・認定こども園
2号認定	3～5歳で、（教育と）保育を必要とする子ども	保育園・認定こども園
3号認定	0～2歳で、保育を必要とする子ども	保育所・認定こども園・小規模保育事業等

本市の教育・保育のニーズ量の見込み及び確保方策は次のとおりです。（計画終了年度の令和11年度のことを記載）

（単位：人）

区 域	東 部		中 央 部		西 部	
区 分	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策
幼稚園等	15	15	79	130	22	33
【1号】3～5歳、保育の必要性なし	11	15	61	120	18	30
【2号】3～5歳、幼稚園の利用希望者のうち保育が必要	4	0	18	10	4	3
保育園等	300	330	1,240	1,280	237	272
【2号】3～5歳、保育園等の利用希望者	157	187	637	719	119	145
【3号】0歳	37	36	162	149	32	39
【3号】1歳	53	51	217	195	41	42
【3号】2歳	53	56	224	217	45	46

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

本市の地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の見込み及び確保方策は次のとおりです。

事業名	事業の内容	計画終了年度(令和11年度)	
		量の見込み	確保方策
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月を迎えるまでのすべての乳児のいる家庭を訪問し、利用できるサービスの情報提供や子育てに関する相談を受け付け、子育ての孤立を防ぎます。	331人	331人
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要であると判断した家庭の適切な養育を確保することを目的とした事業です。	36人	36人
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	保護者の病気など社会的理由により、家庭におけるこどもの養育が一時的に困難となった場合などに、市が契約する児童福祉施設等において一定期間養育を行うことで安心して子育てをしていただくための事業です。	58人	58人
ファミリーサポートセンター事業 (就学児童)	育児の援助を受けたい依頼会員と育児の援助ができる協力会員による会員相互の援助活動を行う組織を設置し、仕事と育児の両立を図るため、会員同士のマッチングなどを行い、地域におけるこどもの預かりを支援する事業です。	54人日	54人日
一時預かり事業 (幼稚園型以外)	就労形態の多様化による一時的な保育のニーズ、専業主婦家庭などの育児疲れの解消、緊急時の保育などに対応するため、未就園児を一時的に保育所などで預かる事業です。	5,194人日	5,194人日
一時預かり事業 (幼稚園型)	幼稚園において保育が必要なこどもに対し、一時的な預かり保育を行う事業です。	14,603人日	14,603人日
延長保育事業	保育所の11時間の開所時間の前後で、さらに30分以上、保育所の開所時間を延長して保育を行う事業です。	532人	532人
病児保育事業	こどもが病気の際、保護者が仕事などの理由により自宅での保育が難しい場合に、病院・保育所などに付設された専用スペースなどで一時的に保育する事業です。	1,228人	1,228人

利用者支援事業		こどもやその保護者、または妊娠している方が、教育・保育・保健、その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、職員を配置し施設や事業の情報提供など利用者支援を行う事業です。	11か所	11か所
地域子育て支援拠点事業		こどもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、子育て中の親の孤立感や不安感等に対応するため、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言等の援助を行う事業です。	2,123人回	2,123人回
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	東部	保護者が就労等のため昼間家庭にいない小学校児童を対象として、放課後や長期休業中などに保育施設等で預かる事業です。	153人	170人
	中央部		624人	753人
	西部		85人	157人
子育て世帯訪問等支援事業		家事や育児に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊娠婦、ヤングケアラー等がいる家庭に対し、生活を支援する者が訪問するなどして、その家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事や育児等の支援を行い、負担の軽減を図ります。	631人	631人
親子関係形成支援事業		児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ります。	8人	8人
妊婦等包括相談支援事業		妊娠期から出産・子育て期まで一貫して身近な相談に応じ様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援を実施します。	990回	990回
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）		すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず支援を強化するため、月一定時間までの利用枠で、就労要件を問わず6か月～3歳未満児の預かり保育を行うもので、実状やニーズを踏まえて実施していきます。	284人日	284人日
産後ケア事業		産後1年未満で産後ケアを必要とする産婦等に対し、心身のケアや育児サポート等を行います。	446人	446人